

# 組合ニュース

発行：2014年1月22日

大分大学教職員組合

TEL・FAX：097-554-7998

E-Mail:oitauu@fat.coara.or.jp

シンポジウム  
開催

## 大分大学の危機 —不当労働行為と大分大学の将来—

### 大分大学の問題を市民も共有

組合は1月14日(火)午後6時から、中央町の全労済ソレイユでシンポジウム「大分大学の危機—不当労働行為と大分大学の将来—」を開催しました。大学外からの参加者を含め、約80名が会場を埋めました。

#### ■ 一部経営陣の大学私物化が問題

まず、基調報告として組合の垣田委員長が、この間の経緯と問題点を報告しました。組合室復帰に当たって法人が約束を守らず、「後出しジャンケン」的に新たな条件を持ち出して復帰を妨害していることが事態の根本にあり、不当労働行為申し立ては光熱水費を出す出さないの問題ではなく、一部経営陣による大学の私物化を許さず、経営責任、説明責任、ひいては大学のコンプライアンスを求めることが目的であると主張しました。

#### ■ まずは組合室復帰

この後のパネルディスカッションでは、まず藤内和公氏(岡山大学法学部教授)が労働法研究者の立場からコメントしました。藤内氏は、労働法制の歴史と判例等を詳細に紹介しながら大分大学のケースを分析し、今回の事案では組合室復帰に関する確認書があるので、まずは本組合室への復帰を大学が認めるように救済命令は出されるべき

だとし、組合への光熱水費負担要求などは、復帰後の団体交渉での継続議題となりうるという解釈を示しました。

#### ■ 合意形成をないがしろにする法人

続いて根岸秀世氏(大分共同法律事務所弁護士で組合側代理人)が、代理人として法人側の証人を尋問した経験から、津田総務部長は光熱水費の組合負担要求の根拠を経費削減のためだとしたが、削減額の試算すらしていないこと、また、岩切理事は責任を追及されると「適切に対応しています」等の「回答」で、勝手に土俵を動かして逃げいき、事実上の不当労働行為をいかにするかトレーニングを受けてきた人だとししか考えられないと指摘しました。総じて、合意形成への努力どころか、いかに合意形成をしないかを努力しているのが法人の姿勢であるとしました。

#### ■ 最終的には県民に被害

引き続き、組合執行部からも参加して意見が述べられました。この中では、法人の「後出しジャンケン」は組合室復帰問題に限らず、自らの主張の根拠が怪しくなると次々と思いつきの「根拠」を持ち出してくるので、団体交渉内での言説が意味をなさなくなる問題、また、「お上感覚」での組合との交渉であり、そもそも労働法のルールを守ろうとする姿勢がない等の執行部からの意見がありました。

根岸氏は大学の外部の視点から、教職員への配慮のない現在の大分大学には組合しか反対意見を表明する場がなくなりつつあるように見える、このことは広い視野と研究能力を持った教員が長期



的に勤務しようとする意欲を阻害し、最終的には県民が困ることになるのではないかと危惧を表明しました。

## 参加者からも意見

フロアの大分大学0Bから、「在学中に大学の自治、学問の自由、真理を追究することの大切さを学んだが、そうしたものが危機に瀕していることを直接聞いて、組合だけでなく、大分大学の教職員に是非頑張ってもらいたい」という意見が出されました。

さらに参加者から、これは大分大学だけの問題

ではなく、「一部の権力者の思うがままに動かされている」という、現代社会そのものを映し出している」ので、「大学でこのことを許すということは社会全体に関わる問題である」。したがって共に闘っていきたいという感想がメールで寄せられています。

シンポジウムは参加者の熱気で、不当な大学運営を許さず、地域と共に発展する大分大学を創っていこうとする決意を新たにす場となりました。ご参加いただいた大学内外のみなさまに改めてお礼申し上げます。

しんぶん赤旗 14.1.16

(第3種郵便物認可)



大分の不当労働行為について討論する垣田委員長(左上)らパネリスト14日、大分市

シンポジウムの記事が  
しんぶん赤旗に掲載されました

## 新棟への組合室復帰を妨害 不当労働行為

# 大分大を告発

大分大学教職員組合は14日、大学当局による不当労働行為の実態を告発するシンポジウム「大分大学の危機」を大分市で開きました。大学、法曹関係者や市民約80人が参加しました。

## 教組がシンポ

同大学では耐震工事。組合側は昨年1を済ませた新棟への組合室復帰をめぐる、大舎での不誠実な対応が学側が▽水光熱費の組合負担▽組合掲示板の内容規制▽当局都合による組合室使用不承認▽組合室使用期限の設

現在密閉中です。実態報告した垣田裕介委員長(准教授)は「組合活動の妨害、支

「大分大学史上最大ともいえる危機を広く地域、社会に訴えていく」と呼びかけました。

労働法の専門家、教員、弁護士らを集えた討論では「組合活動にとどまらない問題。大

不当労働行為 使用者が労働者の団結権を侵害する行為で、労働組合法で禁止されています。例えば、労働組合員であることを理由とした解雇などの不利益な取り扱い、正当な理由のない団体交渉拒否、組合の結成・運営などへの支配介入などです。不当労働行為に対して労働者・労働組合は、不当労働行為が行われた場所の都道府県管轄の労働委員会に救済を申し立てることができます。

配介入、不誠実な団体交渉をするところを世間ではブラック企業と呼んでいる」と指摘。「大分大学史上最大ともいえる危機を広く地域、社会に訴えていく」と呼びかけました。

労働法の専門家、教員、弁護士らを集えた討論では「組合活動にとどまらない問題。大